

平成21年6月8日付け21動検第270号

平成22年10月22日付け22動検第724号（一部改正）

平成23年5月10日付け23動検第173号（一部改正）

電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「行政手続オンライン化法」という。）第3条及び第4条に基づき電子情報処理組織を使用し行うことができるとされた家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月3日付け農林水産省令第35号。以下「家伝法規則」という。）、犬等の輸出入検査規則（平成11年10月1日付け農林水産省令第68号。以下「犬等輸出入規則」という。）、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年12月1日付け農林水産省令第83号。以下「感染症輸入規則」という。）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号。）に規定される動・畜産物の輸出入検査に関する申請又は処分通知等の書面による手続並びに別に動物検疫所長の定めた要領等により電子情報処理組織により処理することができる規定された書面による手続等は、この要領により実施するものとする。

1 定義

この要領における以下の用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 電子情報処理組織

行政手続オンライン化法第3条等に規定されるものとする。

なお、動物検疫所では、以下のシステムが該当する。

- ・動物検疫検査手続電算処理システム（以下「ANIPAS」という。）
- ・検査場所指定システム

(2) 動物検疫所の使用に係る電子計算機

動物検疫所の職員が動・畜産物の輸出入検査に関する手続のため使用する電子計算機であって農林水産省統合ネットワークに接続し、以下のシステムに接続するものが該当する。

- ・ANIPAS（オンライン申請以外の場合）
- ・検査場所指定システム（同上）

2 電子情報処理組織を利用した手続

(1) ANIPASを利用した手続

ア 輸入に関する届出

① 届出

家伝法第36条の2第1項又は38条の2第1項、家伝法規則第45条、犬等輸出入規則第1条第1項及び感染症輸入規則第2条の規定に基づく動畜産物、犬等あるいはサ

ル（以下「輸入動物等」という。）の輸入に関する届出を、輸入届出者又はその代理人（以下、総称して「届出者」という。）が電子情報処理組織を利用して行う場合には、家畜防疫官は届出者に届出者の使用に係る電子計算機であってANIPASにインターネットを介して接続し通信が可能なもの（以下「届出者ANIPAS端末」という。）を使用して当該届出に係る情報を登録させANIPASに送信させるものとする。

② 届出内容の審査

家畜防疫官は、ANIPASに登録された届出情報のうち、届出者が当該情報を確定したものについて、速やかにANIPASサーバを利用できる事務用端末機（以下、「ANIPAS端末」という。）の画面上において又は輸入届出に関する様式（別記様式1-1～4）を出力して内容の確認を行う。

③ 届出に係る通知又は受理書の交付

家畜防疫官は、ANIPASにより登録、確定された届出情報を審査した後、家伝法規則第45条第1号に掲げる動物であって「動物の輸入検疫要領」（平成20年10月6日付け20動検第713号の別添1）に基づく動物検疫所長からの通知を行う場合には、ANIPAS端末を用いて必要な事項を登録し、ANIPAS端末に接続する印刷装置から通知書（別記様式2-1）を出力し、手交又は郵送により通知する。

狂犬病予防法第2条第1項各号に掲げる動物であって「犬等の輸入検疫要領」（平成19年1月15日付け18動検第1114号の別添5）に基づく受理を行う場合には、ANIPAS端末を用いて必要な事項を登録し、届出者に届出者ANIPAS端末に接続する印刷装置から受理書（別記様式2-2）を出力させるものとする。

④ 届出情報の変更等

家畜防疫官は、ANIPASにより登録、確定された届出情報について、変更又は修正等の必要を認めた場合、又は届出情報を登録した届出者から変更等の申し出があった場合は、届出者に届出者ANIPAS端末を利用して変更の情報を送信させるものとする。

また、犬等の輸入に関する届出情報を登録した届出者から変更届出の申し出があった場合は、届出者にANIPAS端末を利用して変更等のための情報を送信させるものとする。家畜防疫官は、ANIPAS端末の画面上において又は出力した変更届出の内容を確認し、ANIPAS端末を利用して変更を承認する。

なお、「動物の輸入検疫要領」の1の（6）、「初生ひなの輸入検疫要領」（平成20年10月6日付け20動検第714号の別添1）の5の（6）及び「指定動物（サル）の輸入検疫要領」の1の（2）のウに規定する動物検疫所が届出を受理した後の届出事項の変更については、書面の提出をもって行うものとする。

⑤ 届出情報の取止め

家畜防疫官は、ANIPASにより登録、確定された届出情報について、届出情報を登録した届出者から届出の取り消しの申し出があった場合は、ANIPAS端末を利用して届出情報を削除する。

イ 輸出入検査

① 申請

家伝法第40条第1項、家伝法規則第51条の2、犬等輸出入規則第2条第1項又は第3条第1項若しくは感染症輸入規則第5条第1項の規定に基づく動畜産物、犬等あるいは霊長類（以下「輸出入動畜産物等」という。）の輸出入検査の申請を、輸出入者又はその代理人（以下、総称して「輸出入者」という。）が電子情報処理組織を利用して行う場合には、家畜防疫官は輸出入者に輸出入者の使用に係る電子計算機であってANIPASに電気通信回線又はインターネットを介して接続し通信が可能なもの（以下「輸出入者ANIPAS端末」という。）を使用して当該輸出入動畜産物等の情報を登録させANIPASに送信させるものとする。

② 添付書類

家畜防疫官は、ANIPASによる申請に併せて当該輸出入動畜産物等についての家伝法第37条第1項、犬等輸出入規則第4条第1項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第55条第1項に規定する輸出国政府機関発行の検査証明書（以下「検査証明書」という。）及びその他家畜防疫官が必要と認める書類を提出させるものとする。

なお、家伝法第37条第2項第2号の規定に基づき、家伝法規則第46条第2項に規定される国から輸入される畜産物等であって、検査証明書に記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線（以下「eCert」という。）を通じてANIPASに送信された場合にあつては、家畜防疫官は、輸入者に対し、申請時に検査証明書番号の入力を求めるものとする。

③ 申請の変更

家畜防疫官は、ANIPASにより申請された輸出入動畜産物等の情報について変更又は修正等の必要を認めた場合又は申請した輸出入者から変更等の申し出があつた場合は、ANIPAS端末を利用して変更等を承認し、輸出入者に輸出入者ANIPAS端末を利用して変更の情報を送信させるものとする。

④ 申請の審査

家畜防疫官は、ANIPASにより申請された輸出入動畜産物等について、ANIPAS端末を利用して、その申請に係る情報を画面場において又は輸入検査申請（別記様式3-1～4）・輸出検査申請（別記様式4-1～4）を出力して申請内容の審査を行う。

また、eCertを通じて検査証明事項がANIPASセンタサーバに記録された場合には、当該検査証明書を出力し、当該検査証明書に係る申請情報をANIPAS端末の画面上において又は出力して審査を行う。

⑤ 指定検疫物票の作成

輸入者が、輸出入者ANIPAS端末を利用して登録した事項を基に出力した指定検疫物票（別記様式5）は、「畜産物の輸入検査要領」（平成22年10月15日付け22動検第660号）の2の（3）のアの指定検疫物票と、同一のものとして取扱うものとする。

⑥ 指示及び命令

家畜防疫官は、ANIPASによる申請のあった輸出入動畜産物等について、家伝法第40条第4項及び第46条第1項から第3項、家伝法規則第50条第5項及び第56条、犬等輸出入規則第4条第2項及び第4項ただし書き及び感染症予防法第55条第5項、感染症輸入規則第7条の規定に基づく指示及び命令を行う場合には、ANIPAS端末から必要な事項を登録し、ANIPAS端末に接続する印刷装置から指示・命令書（別記様式6-1～3）を出力し、署名して交付又は輸出入者ANIPAS端末に通知する。

なお、通知を受けた輸入者が当該通知に関する書面を必要とする場合には、輸出入者ANIPAS端末又はANIPAS端末に接続する印刷装置から出力される指示・命令書を使用させるものとする。

⑦ 合格等の通知

家畜防疫官は、ANIPASによる申請のあった輸出入動畜産物等が家伝法第40条第1項、第2項及び第45条第1項、犬等輸出入規則第2条第1項及び第3条第1項並びに感染症予防法第55条第4項に規定される検査に合格又は検疫が終了した場合には、ANIPAS端末から必要な事項を登録し、ANIPAS端末に接続する印刷装置から輸出入検査証明に係る帳票（別記様式7-1～9）を出力し、署名して交付又は輸出入者ANIPAS端末に合格等した旨を通知する。

なお、通知を受けた輸出入者が当該通知に関する書面を必要とする場合には、輸出入者ANIPAS端末に接続される印刷装置から出力される通知書（別記様式8-1～7）を使用させるものとする。

⑧ その他

ア) 家伝法第36条の2第1項に基づく家畜の伝染性疾病の病原体の届出及び家伝法規則第45条に基づく積み替え動物の届出を、届出者が電子情報処理組織を利用して行う場合には、家畜防疫官は届出者に届出者ANIPAS端末を使用して当該届出に係る情報を登録させANIPASに送信させるものとする。

家畜防疫官は、ANIPASに登録された届出情報について、速やかにANIPAS端末の画面において又は出力して内容の確認を行い、届出を受け取るものとする。

イ) 家伝法第44条第2項に基づき、電子情報処理組織による輸入検疫証明を請求された場合、家畜防疫官はイの①から⑦に準じANIPASを利用して申請から合格の通知等を実施するものとする。なお、合格等の通知書については別記様式8-1又は3、4を使用させるものとする。

ウ) 「動物の輸入検疫要領」の8又は9に定める通知は、ANIPAS端末からANIPASに登録された情報を基に出力された電子ファイル及びANIPASセンターサーバに蓄積された情報を使用して行えるものとする。

エ) 家畜防疫官は、ANIPASによる申請のあった輸出入動畜産物等について、精密検査等を行うため見本採取を行った場合については、ANIPAS端末に接続する印刷装置から出力される見本採取票（別記様式9）を輸入者に交付するものとする。別

記様式9の様式は、「見本採取票の様式について」（昭和41年10月31日付け41動検第1883合）に基づく見本採取票と同一のものとして取扱うものとする。

(2) 検査場所指定システムを利用した手続

ア 検査場所指定手続

① 申請

下記の(ア)から(カ)に掲げる要領に基づく検査場所指定の申請を、指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)が電子情報処理組織を利用して行う場合、家畜防疫官は申請者に申請者の使用に係る電子計算機であってインターネットを介して検査場所指定システム(以下「場所指定システム」という。)に接続し通信が可能なもの(以下「申請者場所指定システム端末」という。)を使用して当該申請に係る情報を登録、送信させるものとする。

(ア)「動物の輸出検査場所指定要領」

(平成20年3月31日付け19動検第1269号)

(イ)「初生ひなの輸入検疫要領」

(平成20年10月6日付け20動検第714号の別添1)

(ウ)「初生ひなの輸出検疫要領」

(平成20年10月6日付け20動検第714号の別添2)

(エ)「動物園動物の係留場所の指定要領」

(平成17年4月14日付け16動検第1338号の別添1)

(オ)「農林水産大臣の「サル」の検査場所」指定要領」

(平成19年4月16日付け18動検第1347号の別添3)

(カ)「畜産物の輸入検査場所指定要領」

(平成20年11月4日付け20動検第839号)

② 添付書類

①の(ア)から(カ)の要領において申請に添付することとされた書類は、アに基づき送信された申請に電子ファイルとして添付させるか、又は別に書面で提出させるものとする。

③ 申請の変更

家畜防疫官は、場所指定システムを利用して申請された情報について変更又は修正等の必要を認めた場合又は申請者から変更等の申し出があった場合は、場所指定システムを利用できる事務用端末機(以下「場所指定システム端末」という。)を利用して変更等を指示し、申請者に申請者場所指定システム端末を利用して再度変更のための情報を送信させるものとする。

④ 内容の審査

家畜防疫官は、場所指定システムにより申請された情報について、場所指定システム端末を利用して、その申請に係る情報を画面に出力し、又は当該情報を書面に出力することで内容の審査を行うものとする。

⑤ 指定書等の交付

家畜防疫官は、場所指定システムにより申請された情報について、①の(ア)から(カ)の要領により審査を実施した結果に基づき検査場所として指定する場合は、指定に係る書面を申請者に交付するものとする。

なお、通知に当たっては場所指定システム端末から検査場所の指定に係る書面作成に必要な情報を入力し、同端末が接続する印刷装置から出力した書面を使用できるものとし、出力される別記様式10-1～3の様式は、①に掲げる要領のうちの(エ)の3の(3)の別記様式3号及び(カ)の1の(3)の別記様式第3号の様式と同一のものとして取扱うものとする。

⑥ 報告等

家畜防疫官は、場所指定システムにより申請された情報を利用して行われる①の(ア)から(カ)に掲げる要領に基づく検査場所の指定に関する報告等については、動物検疫所支所長又は出張所長が、指定手続きを行った旨各々の要領に定められた報告先等へ場所指定システム端末を利用して検査場所指定番号とともに通知するものとする。

なお、報告等を受けた者は、検査場所指定システムを利用して検査場所に関する情報を入手するものとする。

3 動物検疫所の使用に係る電子計算機を利用した情報登録及び書面の作成等

(1) ANIPASを利用した情報登録及び書面の作成

ア 届出

① 届出情報の登録

輸入動物等の輸入に関する届出を行う届出者が書面で届出を行う場合には、家畜防疫官は書面に記載された情報をANIPAS端末から登録する。

② 届出に係る通知又は受理書の交付

家畜防疫官は、書面による輸入動物等の届出について審査した後、届出に係る通知又は受理書の交付を行う場合には、ANIPAS端末から必要事項を登録し、ANIPAS端末に接続する印刷装置から出力される通知書又は受理書を届出者に交付する。

③ 届出情報の変更

届出者から届出内容の変更等の届出が書面にて行われた場合は、家畜防疫官は変更等の内容を確認し、ANIPAS端末から当該届出情報の変更等を行う。

④ 届出情報の取止め

届出者から届出の取消しの申し出があった場合は、家畜防疫官はANIPAS端末から当該届出情報の削除を行う。

イ 輸出入検査

① 申請情報の登録

輸出入動畜産物等の輸出入検査の申請を、輸出入者が書面で行う場合には、家畜防疫官は、書面に記載された情報をANIPAS端末から登録する。

② 検査結果の登録

家畜防疫官は、書面により申請のあった輸出入動畜産物等が家伝法第40条第1項、

第2項及び第45条第1項、犬等輸出入規則第2条第1項及び第3条第1項並びに感染症予防法第55条第4項に規定される検査及び関連する書面の作成等を行った場合、検査に係る情報及びその他の情報で家畜防疫官が必要と認めるものをANIPAS端末から登録する。

③ 書面申請時の検疫証明書番号とANIPAS登録番号

家畜防疫官は、申請毎に検疫証明書番号（申請番号）を付することとなるが、ANIPASへの登録番号と同様とし、検疫証明書の控えがない場合は、申請書に明記すること。

④ 精密検査の依頼又は検査結果の報告

精密検査を実施する動物検疫所へ検査を依頼するか畜防疫官（以下「依頼元家畜防疫官」という。）は、依頼する内容をANIPAS端末から登録する。精密検査を実施する家畜防疫官は、依頼内容をANIPAS端末から確認し、検査を行い、結果をANIPAS端末から登録する。依頼元家畜防疫官は、登録された結果をANIPAS端末から確認する。

⑤ 合格等の通知

家畜防疫官は、家伝法第44条第1項、第45条第3項、犬等輸出入規則第9条第1項及び感染症輸入規則第10条第1項に基づく輸出入検疫証明書の交付に当たっては、2の（1）イの⑦の輸出入検査証明にかかる書面を、ANIPAS端末に接続する印刷装置から出力し、署名したものを交付する。

また、家伝法第44条第1項に基づき輸入検疫証明書が交付された動物の仕向先の都道府県主務課長への通知については、2の（1）イの⑧のイに準じて行うことができる。

（2）場所指定システムを利用した情報登録及び書面の作成

ア 情報登録

2の（3）のアの①の（ア）から（カ）に掲げる要領に基づく検査場所指定の申請を、指定を受けようとする者が書面により行う場合には、家畜防疫官は書面に記載された情報を場所指定システム端末から登録するものとする。

イ 指定情報の登録

家畜防疫官は、書面により2の（3）のアの①の（ア）から（カ）に掲げる要領に基づく検査場所指定申請について各々の要領に基づく審査が終了した場合には、検査場所の指定に係る必要な事項を場所指定システム端末から登録するものとする。

ウ 書面の作成

家畜防疫官は、2の（3）のアに規定する場所指定システムによる申請があった場合に準じ場所指定システム端末で書面を作成できるものとする。

エ 報告

家畜防疫官は、2の（3）のアに規定する場所指定システムによる申請があった場合に準じ場所指定システム端末で報告を行うものとする。